

## 第七二回

### 参第八号

民法の一部を改正する法律（案）

民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四編第二章第三節第二款中第七百六十二条の次に次の一条を加える。

第七百六十二条の二 夫婦の一方は、婚姻中自己の名で得た財産で夫婦の協力によるものの管理又は処分については、他の一方の意思を尊重しなければならない。

前項の財産で現に存するものについては、夫婦の一方は、寄与分として、その財産の額のうちその協力の程度に応ずる割合の額の分与を受ける権利を有する。

前項の寄与分の割合は、二分の一と推定する。

夫婦の一方が婚姻中自己の名で得た財産（他の一方から得た財産を除く。）で現に存するものは、相続、贈与又は遺贈によるものを除き、夫婦の協力によるものと推定する。

第二項の寄与分は、婚姻中、これを譲渡し、又は裁判上請求することができない。

夫婦の一方が他の一方の意思に反して不当に第一項の財産を減少させたときは、他の一方は、その者に対し、その財産の減少部分に係る寄与分に相当する額を請求することができる。

前項の請求権は、その行為があつたことを知つた時から二年間これを行使しないときは、時効によつて消滅する。その行為があつた時から五年を経過したときも、同様である。

#### 附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
- 2 この法律による改正後の民法第七百六十二条の二の規定は、この法律の施行の際現に婚姻中の者については、この法律の施行後にその夫婦の一方が自己の名で得た財産について適用する。
- 3 人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。  
第七条第二項中「損害賠償ノ請求」の下に「、寄与分ノ請求」を加える。

## 理 由

日本国憲法第二十四条の精神に基づき、夫婦間の財産関係における両性の本質的平等をさらに推進するため、夫婦の協力によつて得た財産につき配偶者の寄与分を認める等夫婦財産制に所要の改正を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。